



お知らせ

固定資産税・都市計画税の納付

収税課

☎229-3135 FAX229-3331

第2期の納期限は7月31日(火)です。忘れずに最寄りの金融機関または郵便局、コンビニから納めてください。

口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。今手続きをすると、第3期からの口座振替になります。

災害に遭った場合に市税を減免

市民税課

☎229-3130 FAX229-3331

資産税課

☎229-3132 FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、原則納期限の7日前までに「減免申請書」と「り災証明書」を提出してください。

内容 被災の程度に応じた割合で減免

対象

市・県民税

●災害により、本人(同居の扶養親族を含む)が所有する住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、被災時における価格の3割以上であると認められる場合 ※所得制限あり

●災害により死亡した場合など

固定資産税・都市計画税

●災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地

●全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、被災時における価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産



国民健康保険加入者の皆さんへ

保険医療助成課

☎229-3160 FAX229-5001

▶70～74歳の人へ高齢受給者証を送付

国民健康保険に加入中で70～74歳の人の自己負担割合を示す「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月から新たに有効になる高齢受給者証を、7月下旬に送付します。医療機関を受診するときは、国民健康保険被保険者証と併せて窓口で提示してください。

▶限度額適用認定証の申請を

国民健康保険の「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も継続して交付を希望する場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ申請してください。なお、8月以降有効となる認定証の申請は、7月11日(水)から受け付けています。

申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 個人番号カード、または通知カードと身分証明書

▶国民健康保険料の納付をお忘れなく

第1期(普通徴収)の納期限は7月31日(火)です。忘れずに最寄りの金融機関または郵便局、コンビニから納めてください。口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。また、納付が困難な場合は、保険医療助成課納付相談窓口(☎229-3161)

または各総合支所市民福祉課(市民課)へご相談ください。



ダムの放流による川の増水に注意

防災室

☎229-3104 FAX223-6247

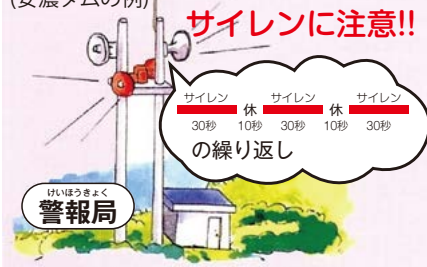
ダムから水を放流するときは、警報局や警報車からサイレンでお知らせします。急に水量が増えることがありますので、川の中にいると危険です。また、ダム放流以外でも、大雨で増水することがあります。放流サイレンを聞いたときや、川の変化に気付いたときは、直ちに川から出てください。

ダムについて詳しくは

安濃ダム管理室 ☎265-4133

君ヶ野ダム管理室 ☎262-3248

(安濃ダムの例)



農地の適正管理を

農業委員会事務局

☎229-3176 FAX229-3168

耕作されていない遊休農地をそのままにしておくと、雑草が生い茂り害虫が発生するなど近隣の農地に悪影響を及ぼす可能性があります。定期的な草刈りを行い、いつでも農地として利用できるように適正な管理をお願いします。

なお、年間を通じて農地パトロールを実施しており、8・9月には、農地の適正な管理状況について、集中的に確認しています。

